

平成30年度の申請は3月29日^金まで 不妊治療費助成制度

問い合わせ 保険医療助成課 ☎229-3158 FAX229-5001

不妊症の治療を受ける人の経済的負担を軽減するため、保険適用外の特定不妊治療(体外受精・顕微授精)、一般不妊治療(人工授精)に係る治療費の一部を三重県と津市が助成します。

特定不妊治療費(体外受精・顕微授精)、一般不妊治療費(人工授精)の助成

	三重県特定不妊治療費助成事業	津市不妊治療費助成事業
助成内容	体外受精・顕微授精・男性不妊の治療費のうち、保険適用外の自費分の一部を三重県が助成(ただし、体外受精・顕微授精は採卵に至った場合が対象)	体外受精・顕微授精・男性不妊・人工授精の治療費のうち、保険適用外の自費分の一部を津市が助成(ただし、体外受精・顕微授精は採卵に至った場合が対象)
対象者	次の全ての要件を満たす人 <ul style="list-style-type: none"> 法律上の夫婦 夫婦双方または一方が市内に居住 体外受精・顕微授精は、指定医療機関で治療を受けた人 夫婦の前年(1～5月の申請は前々年)の所得の合計額が730万円未満(諸控除があります) 	
助成金額	<ul style="list-style-type: none"> 体外受精・顕微授精…1回の治療につき15万円(初回の治療に限り30万円、ただし治療内容によっては7万5,000円)を上限に助成 男性不妊…1回の治療につき15万円を上限に助成(ただし治療内容によっては助成対象外となる場合があります) 	<p>10万円を上限に次の内容で助成</p> <ul style="list-style-type: none"> 体外受精・顕微授精…三重県特定不妊治療費助成事業による助成額を控除した額 人工授精…費用の3分の2(医師が人工授精を開始すると決定した時から一定期間継続した治療が対象) <p>5万円を上限に次の内容で助成</p> <ul style="list-style-type: none"> 男性不妊…三重県特定不妊治療費助成事業による助成額を控除した額
助成回数(年間制限なし)	<ul style="list-style-type: none"> 39歳以下…通算6回 40歳以上43歳未満…通算3回 ※妻の年齢が43歳以上で開始した治療は対象外	

※年齢は、初めて特定不妊治療費の助成を受けたときの治療開始日時点での妻の年齢で判断します。

※男性不妊治療は、特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に至る過程の一環として行われる手術などをいいます。

第2子以降の特定不妊治療に対する助成

1人以上の実子がいる夫婦で、平成26年7月1日以後に初めて三重県特定不妊治療費助成および津市不妊治療費助成を申請し、通算助成回数の上限に達した人については助成回数を追加します。追加回数について、詳しくはお問い合わせください。

助成額 1回の治療につき15万円(治療内容によっては7万5,000円)を上限に助成



全ての助成申請について

申請方法 申請に必要なものを、申請期限までに保険医療助成課(〒514-8611 住所不要)または各総合支所市民福祉課(市民課)へ提出。三重県特定不妊治療費助成事業の申請は、県津保健所(〒514-8567 桜橋三丁目446-34、☎223-5290)でも受け付けます。※郵送の場合は簡易書留郵便で提出

申請期限 不妊治療が終了した日から60日以内
 ※やむを得ない理由により60日を超えた場合は遅延理由書が必要です。ただし、治療が終了した日の属する年度内の申請に限りますので、平成31年3月29日(金)までに申請してください。

※郵送の場合は、3月31日(日)消印有効

申請に必要なもの 特定不妊または不妊治療費助成事業申請書、特定不妊または不妊治療費助成事業受診等証明書(不妊治療を受けた医療機関で証明を受ける)、医療機関発行の領収書(原本)、所得状況等の調査に関する同意書、預金通帳、申請者および配偶者の印鑑(スタンプ印を除く)、世帯全員の住民票(続柄の記載がある発行後3カ月以内のもので個人番号の記載がないもの)、夫および妻の申請年度の住民税所得課税証明書(控除額が記載されたもの)
 ※所得がない場合でも提出が必要、4～5月に申請する場合は前年度のもの、戸籍謄本(発行後3カ月以内のもの) ※初めて県に特定不妊治療・第2子以降の特定不妊治療の助成を申請する場合や住民票で夫婦関係が確認できない場合などに必要)